### 社員/従業員の皆さんへ

##### 平成25年5月20日 総務部総務課

クールビズに向けて

　クールビズ期間の服装に関して下記のとおり規定を設けましたので、各自規定を遵守して清涼感のある服装を心がけてください。

記

1.期　　　間　　6月1日より9月30日  
2.社内時服装  
　・スーツ、Yシャツ、ネクタイの着用を義務付けない。  
　・襟付きの華美でないシャツも着用可とする。  
　・革靴以外のカジュアルシューズの着用を可とする。  
　・ビーチサンダルの着用は不可とする。  
3.外出時服装  
　・客先への訪問の場合は、ネクタイを着用すること。  
　・客先以外で支障がない場合、社内時服装を適用する。  
  
なお、客先への外出が見込まれる方々は、必ずロッカーにスーツ類の準備をしておいてください 。

以上